

学校感染症による出席停止について

岐阜県立恵那農業高等学校 2025.4

学校感染症にかかった場合は、感染症まん延防止のため学校保健安全法に定められた期間、出席停止となります。感染症にかかられた場合は、下記のようにお願いします。

1. 通常の欠席連絡に加え、感染症が確認された時点で、学校にご連絡をお願いします。
2. 「学校伝染症報告書」の提出を登校再開後、出来るだけ早くお願いします。

・本校の様式による「学校感染症報告書(保護者記入用)」(様式1)を保護者の方がご記入ください。

・り患・受診を証明できるものを添付してください。

(調剤明細書、治療明細書、検査の結果書など、患者名、日付、医療機関名、薬剤名等がわかるもの)

※下記の場合は医師の証明をお願いします

- ・結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 出席停止期間が明確ではなく、他者への影響が大きい
- ・欠席期間が1週間を超える場合
- ・消化器症状を伴う感染症(コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性嘔吐下痢症等) 学校内で食品製造を行っているため、安全衛生上、治療期間を明確にする必要がある。

《参考:学校感染症と出席停止期間の基準》

病名		出席停止の期間の基準(※1)
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザH5N1型を除く)	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
第3種	結核及髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎 ・その他の伝染病(※2)	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※2 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症で、学校において流行を広げる可能性がある場合

※ 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められれば、この限りではありません。